

## 報告第13号

### 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

記

#### 1 健全化判断比率 (単位：%)

区 分	平成30年度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準	備考
①実質赤字比率	—	13.09	20.0	
②連結実質赤字比率	—	18.09	30.0	
③実質公債費比率	5.9	25.0	35.0	
④将来負担比率	—	350.0		

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額、将来負担比率が生じない場合は、「—」と表示している。

#### 2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	平成30年度 決 算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	

※ 資金不足が生じない場合は、「—」と表示している。